

入学料免除の収入限度額（大学院）について

申請に当たっては下表を参考にしてください。

免除の対象となる「収入限度額」は、所得の種類（給与所得・給与所得以外の所得）、世帯の構成、通学形態、奨学金等の事情が考慮されるため一概にはいえませんが、ここでは、世帯の収入が給与所得だけの場合を例とした「収入限度額（源泉徴収票の支払金額）」を下表に示します。

なお、予算上免除実施可能人数が限られているため、基準該当者の人数によっては収入限度額内であっても免除が許可されない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

一部免除対象となる収入限度額の例

（単位：千円）

所得の種類	家族構成	収入限度額	
		修士	博士
給与所得	1人世帯	1,800	1,900
	2人世帯	2,000	2,300
	3人世帯	2,100	2,500
	4人世帯	2,500	2,900

（注1）収入限度額の例は、以下のような家族構成で算出されています。

1人世帯とは、独立生計者：学生（本人・自宅通学）

2人世帯とは、家族構成が{独立生計者：学生(本人・自宅通学)・配偶者}

3人世帯とは、家族構成が{両親・学生(本人・自宅通学)}

4人世帯とは、家族構成が{両親・学生(本人・自宅通学)・公立高校生
・(自宅通学)}

（注2）修士には、修士課程・博士前期課程・一貫制博士課程1・2年次生及び専門職学位課程を含みます。（人間総合科学研究科で医学を履修する4年制課程を除く。）

博士とは、一貫制博士課程3年次以上・博士後期課程・3年制博士課程・人間総合科学研究科で医学を履修する4年制課程です。